

第2次福生市交通安全計画

令和4年度～令和8年度

(案)



令和4年3月策定

福生市 都市建設部 道路下水道課
管理・交通安全対策グループ

福生市交通安全都市宣言

都市化の伸展と技術革新は、交通量の増加と交通手段の複雑化を招いた。

特に、福生市は交通面でも多摩地区の要所としての位置にあり、このため、交通事故の発生が多く、誠に憂慮に耐えない。

福生市は、市民の生命と安全を守り、健康で明るい生活が営めるまちを目指し、全市民一体となって交通事故の絶滅を期するため、ここに福生市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和 58 年 3 月 24 日宣言

目次

第1章 第2次福生市交通安全計画の策定

1 福生市交通安全計画策定の主旨	1
2 本計画の性格	1
3 本計画の期間	1
4 第1次福生市交通安全計画の目標と成果	1
5 本計画の目標	1

第2章 交通事故の現状

1 交通情勢等	2
2 交通事故の状況	3
3 子どもの交通事故	3
4 高齢者の交通事故	4
5 自転車の交通事故	4

第3章 交通安全対策についての主要施策

1 概要	5
2 主要施策	5

第4章 交通事故が起きにくい環境づくり

1 概要	10
2 道路利用の適正化と道路整備の共有	10

第5章 救助・救急体制の整備

1 概要	12
2 応急手当等の啓発の推進	12
3 自動体外式除細動器（AED）の普及	12
4 「#7119」東京消防庁救急相談センターの普及啓発の推進	13

第6章 被害者の救済

1 概要	13
2 交通事故相談業務の周知	13
3 交通災害共済への加入促進	14
4 自転車損害賠償責任保険等への加入促進	14

第7章 災害発生時における交通対策

1 概要.....	1 5
2 道路交通情報の把握.....	1 5
3 交通規制の実施.....	1 5
4 災害時対応型信号機の設置.....	1 5
5 広報活動.....	1 5

第8章 計画の推進

1 基本的な考え方.....	1 6
2 福生市交通安全推進委員会.....	1 6
3 福生警察署管内交通安全対策協議会連合会.....	1 6
4 福生市交通安全対策協議会構成機関・団体.....	1 6

関連資料

1 福生市交通安全対策協議会委員名簿.....	1 9
2 交通安全対策基本法 抜粋.....	2 1
3 福生市交通安全対策協議会条例.....	2 3
4 福生市交通安全推進委員会設置規則.....	2 5

※注釈

この計画で、年度として標記されているものは、4月1日から3月31日までの期間であり、年として標記されているものは、1月1日から12月31日までの期間とする。

第1章 第2次福生市交通安全計画の策定

1 福生市交通安全計画策定の主旨

福生市交通安全計画（以下、本計画という。）は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、市内の陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。第1次計画を平成30年度から令和2年度までの3年間で実施しました。

2 本計画の性格

本計画は、交通安全対策基本法第26条に基づき、国や東京都の交通安全計画に沿って、福生市内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもので、市や関係機関における取組や市民への自助・共助の取組を呼び掛けるものです。

3 本計画の期間

本計画の期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 第1次福生市交通安全計画の目標と成果

第1次計画では、令和2年までに、市内の交通事故発生件数を233件以下とすること及び市内の交通死亡事故0件の達成を目標とし、交通安全対策を実施してきました。長期的な推移をみると、市内の交通事故発生件数は、平成16年以降着実に減少してきました。ピーク時の平成16年には670件であった交通事故発生件数は、令和2年には135件で約80%減少させることができました。また、福生市総合計画（第5次）では、令和6年までに交通事故発生件数を200件以下とすることを目標としています。市内の交通死亡事故については、平成30年度は0件でしたが、令和元年度と令和2年度は各1件でした。

5 本計画の目標

本計画では、交通事故発生件数について数値目標を設定し、交通死亡事故0件の達成、交通事故の更なる減少、そして究極的には、交通事故のない安全安心な街福生の実現を目指していきます。

目
標

- (1) 令和8年までに、交通事故発生件数を、100件以下（令和2年135件の約25%減）とすることを目指します。
- (2) 令和8年までの間、交通死亡事故0件の達成を目指します。

第2章 交通事故の現状

1 交通情勢等

(1) 交通情勢について

現在、都内の運転免許保有人口は、平成27年の778万人から令和2年には3.9%増加の808万人となっており、このうち65歳以上の高齢者の免許保有人口は、令和2年で全体の14.5%にあたる117万人となっております。

また、都内の自動車総保有台数は、平成27年の506万台から令和2年は1.8%減少の497万台に減少しています。

(2) 法令改正等

平成29年3月の道路交通法改正により、75歳以上の運転者は、認知機能が低下した場合に起こしやすい一定の違反行為をしたときに、「臨時認知機能検査」を受けることになるなど、高齢運転者対策が強化されました。

令和元年6月の第2回昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議では「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保や高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進等への取組が強化されました。

令和元年12月からは、運転中の「ながらスマホ」などに対する罰則が強化されました。

また「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成25年3月 条例第14号)を改正し、令和2年4月から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を義務付けられました。

令和2年6月の道路交通法改正により、妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則が創設されました。

ながら運転 厳罰化! (令和元年12月1日より施行)

道路交通法の一部改正が行われ、主に「ながら運転」についての厳罰化が図られています。
・「ながら運転」とは1…運転中に「携帯電話など(主に携帯やスマートフォン、タブレット等)を操作・注視して、運転以外のことに注意が向けられている状況」

	「ながら運転」をした場合 【携帯電話使用等(含む)】の罰則等	「ながら運転」をして 【交際の危険】を生じさせた場合 【携帯電話使用等(含む)】の罰則等
改正前	●罰則 5万円以下の罰金 ●違反点 1点 ●反則金 大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 8,000円 原付 5,000円	●罰則 3万円以下の罰金または5万円以下の罰金 ●違反点 2点 ●反則金 大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円
改正後	●罰則 6万円以下の罰金または10万円以下の罰金 ●違反点 3点 ●反則金 大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円	●罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金 ●違反点 6点(免許停止) ●反則金 なし(罰金のみ)

※「交際の危険」とは1…運転中に、急う事故を起こしかけた・事故を起こした場合を示す。
例：スマートフォンで画面を読みながら運転し、道路を横断していた歩行者と急う衝突しかけた。
・カーナビを注視または操作し続けながら運転し、乗用車に衝突してしまった。

自転車だけでなく、自転車の運転中・歩行中も大変危険なことは変わりません。
安全を第一に考えて通行しましょう!
皆様一人ひとりの意識が安全なまちづくりを実現させます。よろしくお願ひします。

安全安心まちづくりだより(第10号)

2 交通事故の状況

令和2年中の交通事故は、発生件数135件、死亡者数1人、重傷者数6人、軽傷者数146人となっており、平成30年と比較し、減少傾向となっています。なお、令和2年の人口（令和2年4月1日時点）に対する交通事故発生件数の割合は0.23%となっています。

年	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数
平成30年	223	0	6	256
令和元年	161	1	2	174
令和2年	135	1	6	146

資料 「東京の交通事故」 警視庁交通部 及び
警視庁提供交通事故統計による

- ・死亡…交通事故発生から24時間以内に死亡した場合をいう。
- ・重傷…交通事故により負傷し加療日数が30日以上の場合をいう。
- ・軽傷…交通事故により負傷し加療日数が30日未満の場合をいう。

3 子ども（中学生以下）の交通事故

令和2年中の子どもの交通事故は、発生件数6件、交通事故全体の発生件数に占める割合は2.2%、死亡者0人、負傷者7人となっており、平成30年と比較し、減少傾向となっています。

年	発生件数 (子ども)	発生件数 (全体)	全体に占める 子どもの割合	死亡者	負傷者	【東京都】 発生件数 (子ども)	【東京都】 全体に占める 子どもの割合
平成30年	7	446	1.6%	0	15	1,567	2.5%
令和元年	5	322	1.6%	0	7	1,530	2.6%
令和2年	6	270	2.2%	0	7	1,244	2.5%

資料 「東京の交通事故」 警視庁交通部 及び
警視庁提供交通事故統計による

- ・発生件数は、第1当事者・第2当事者の合計とする。
- ・各集計については、高速隊の件数を含めず。

- ・**第1当事者**…過失がより重い方又は過失が同程度の場合は被害がより小さい方の当事者をいう。
- ・**第2当事者**…過失がより軽い方又は過失が同程度の場合は被害がより大きい方の当事者をいう。

4 高齢者（65歳以上）の交通事故

令和2年中の高齢者の交通事故は、発生件数38件、交通事故全体の発生件数に占める割合は14.1%、死亡者0人、負傷者21人となっており、平成30年と比較し、減少しています。

年	発生件数 (高齢者)	発生件数 (全体)	全体に占める 高齢者の割合	死亡者	負傷者	【東京都】 発生件数 (高齢者)	【東京都】 全体に占める 高齢者の割合
平成30年	64	446	14.3%	0	27	11,286	17.8%
令和元年	65	322	20.2%	0	31	10,952	18.4%
令和2年	38	270	14.1%	0	21	8,765	17.5%

資料 「東京の交通事故」警視庁交通部 及び
警視庁提供交通事故統計による

- ・発生件数は、第1当事者・第2当事者の合計とする。
- ・各集計については、高速隊の件数を含めず。

5 自転車の交通事故

令和2年中の自転車の交通事故は、発生件数37件、交通事故全体の発生件数に占める割合は13.7%、死亡者0人、負傷者36人となっており、平成30年と比較し、交通事故全体の発生件数に占める割合は微増しており、その他は減少しています。

年	発生件数 (自転車)	発生件数 (全体)	全体に占める 自転車の割合	死亡者	負傷者	【東京都】 発生件数 (自転車)	【東京都】 全体に占める 自転車の割合
平成30年	43	446	9.6%	0	41	12,865	20.3%
令和元年	43	322	13.4%	0	42	13,094	22.0%
令和2年	37	270	13.7%	0	36	11,443	22.8%

資料 「東京の交通事故」警視庁交通部 及び
警視庁提供交通事故統計による

- ・発生件数は、第1当事者・第2当事者の合計とする。
- ・各集計については、高速隊の件数を含めず。

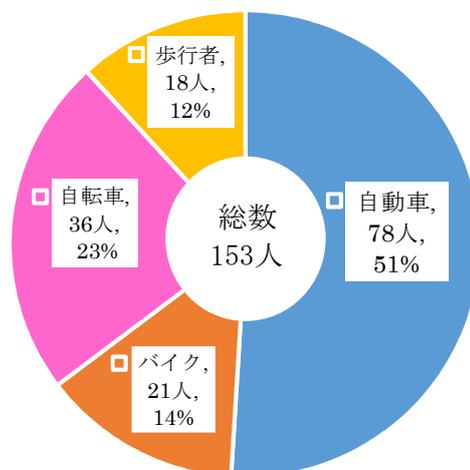
第3章 交通安全対策についての主要施策

1 概要

福生市内の交通事故状況によると、高齢者の件数は減少傾向にあるが、割合としてはここ数年変わっていないことから、今後も高齢者に対する交通事故防止の取り組みが必要です。

また将来を見据えて、子どもに対する交通安全意識の啓発を重視することで、将来的な交通事故防止に繋がっていきたいと考えております。

令和2年中の状態別死傷者数を見ると、自動車が78人で全体に占める割合51%で一番高いですが、死傷者の内、死者と重傷者はバイクの3人(死者1人、重傷者2人)、自転車の2人(重傷者2人)、歩行者の2人(重傷者2人)の計7人であり、安全性能の向上等により四輪車の死者・重傷者は0人でした。バイク・自転車の全体に占める割合は併せて37%で、死者・重傷者の人数からもバイクや自転車の交通事故防止対策の取り組みが必要です。これらの現状を踏まえ、次の4点を主要施策と位置付けて取り組んでいきます。



令和2年 状態別死傷者数 内訳

資料「東京の交通事故」警視庁交通部 及び

警視庁提供交通事故統計による

2 主要施策

(1) 高齢者の交通事故防止

福生市内の高齢者の交通事故件数は減少傾向にあるが、我が国の高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全・安心に外出したり移動したりできるような交通社会の実現に向けて、高齢者の特徴を捉えた施策を実施します。

ア 敬老大会等の高齢者が多数集まる場所において、夜間における交通事故を防止するため反射材用品の普及、活用の促進を図ります。

イ 高齢者に対しての自転車教育を積極的に実施し、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能を身に付けさせます。



反射材用品

ウ 加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた交通安全教育として、シミュレータ等を使った高齢者向けの交通安全講習会を行います。



高齢者向け交通安全講習会

エ 高齢者の運転免許自主返納を呼びかけ促進すると共に、市内の高齢者に対する移動手段として福祉バスの運用を行っています。

(2) 子どもの交通事故防止

福生市内の子どもの交通事故は減少傾向にありますが、依然として発生している状況です。交通ルールを理解・定着させるための交通安全教育を子どもの成長段階に応じて実施することと、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動することができる判断力の育成を行うために、交通安全教室等を用いた施策を実施します。

ア 保育園・幼稚園は、福生警察署と連携し散歩等の園外保育で、交通安全の基本的なルールや横断歩道の渡り方を教え、安全に行動できる習慣の習得に取り組みます。また、交通安全教育を実施します。保護者に対しては、ポスターや園便りによって、交通安全の啓発を行います。



イ 小学校1年生を対象に、交通安全教本と反射材テープの付いたランドセルカバーを配布します。また、小学校2年生を対象にお守り型反射材を配布します。道路利用の基礎的なルールを学習することと、登下校時の視認性を高め交通事故リスクの軽減に繋がります。



交通安全教本・反射材
(ランドセルカバー・お守り)

ウ 小学生を対象に、福生市交通安全推進委員会と警察署が連携し、道路上の歩行訓練や自転車教室を行います。自転車教室を修了した児童には、自転車運転免許証を発行し、自転車の安全利用の意識を向上させます。

エ 中学生を対象に、スケアード・ストレイト方式(※1)による自転車交通安全教室を行い、交通安全意識の向上に努めます。

※1…恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。事故の再現を見せ、交通ルールの大切さを学ばせる。



スケアード・ストレイト方式による自転車教室

オ 教育機関・PTA・地域の方々等と緊密な連携体制の構築に努め、通学路等における交通安全対策を推進します。



通学路点検

(3) 自転車の交通事故

自転車は、環境負荷もなく、健康増進にも役立つ交通手段であり、通勤、通学や買い物などさまざまな用途に利用され、都民の生活に密着しています。しかし、東京都内では令和2年中に1万件を超える自転車事故が発生し、全ての道路交通事故に占める自転車に関与する事故の割合は4割を超えています。令和元年9月には東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が改正され、自転車保険への加入が義務化されました。自転車の安全で適正な利用を促進するために、次の施策を実施します。

ア 輝きフェスティバル等の市内のイベント会場にて主に小学生向けに、体験型の自転車教室を行います。また、中学生を対象に行うスケアード・ストレイト方式による自転車教室を一般の方にも開放しています。

イ 自転車の安全な利用促進として、自転車のマナーアップキャンペーンを福生市交通安全推進委員会と福生警察署

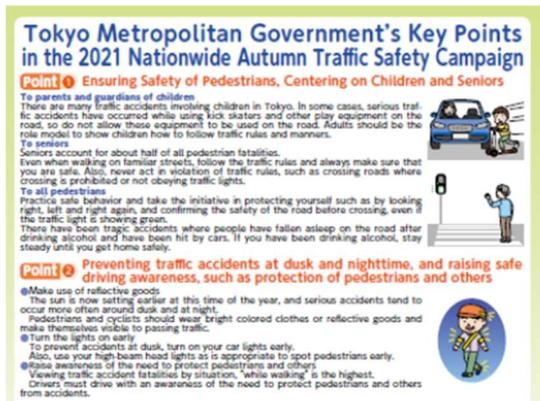


マナーアップキャンペーン

が協力して、駅周辺や高校周辺で行います。また、自転車安全利用五則の周知・促進を図ります。

自転車安全利用五則	
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外	2 車道は左側を通行
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	4 安全ルールを守る。 ●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ●夜間はライトを点灯 ●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5 子どもはヘルメットを着用	

ウ 外国人への自転車の安全な利用についての啓発として、福生警察署と協力して市内の日本語学校へ自転車のマナーキャンペーンの実施や、英語版の交通安全運動のポスター掲示等を行い周知・促進を図ります。



全国交通安全運動英語版ポスター



日本語学校での自転車マナーキャンペーン

エ 自転車の利用環境の整備をするため、自転車専用道路の整備や駅前放置自転車の撤去を行い、自転車を安全に利用しやすい環境を保つよう努めています。道路へ放置された自転車等（※2）は緊急車両の通行・作業に支障を来し、歩行者、特に高齢者、障害者の通行を妨げ大変危険であり、人が集まりやすい駅周辺では事故の原因にもなります。



放置自転車クリーンキャンペーン

そのため、駅周辺おおよそ 300 メートルの範囲に放置された自転車等は「福生市自転車等の放置防止等に関する条例」の規定に基づき撤去を行っており、令和 2 年度は 179 件の撤去を行いました。

※2・・・自転車及び排気量 50 c c 以下の原動機付自転車をいう。

年度	福生駅		牛浜駅		熊川駅	拝島駅		東福生駅		合計
	東口	西口	東口	西口		北口	南口	東口	西口	
平成30年度	186台	100台	134台	26台	12台	23台	26台	35台	27台	569台
令和元年度	145台	84台	48台	17台	8台	13台	46台	34台	11台	406台
令和2年度	37台	55台	21台	19台	4台	12台	7台	20台	4台	179台

駅周辺別放置自転車等撤去台数

オ 駅周辺の交通環境を整備し、安全に通行できる歩道・車道空間の確保を図るため、市営駐車場及び自転車駐車場の周知を推進して、放置自転車の減少や駅前の安全確保に繋げています。なお、令和2年度の市営駐車場及び自転車駐車場8カ所の利用台数については駐車場が19,116台、自転車駐車場の一時利用が92,349台、定期利用が12,168台でした。

年度	市営駐車場	自転車駐車場	
		定期利用	一時利用
平成30年度	改修により閉鎖	16,501台	120,649台
令和元年度	13,100台	15,524台	116,503台
令和2年度	19,116台	12,168台	92,349台

市営駐車場・自転車駐車場利用台数

(4) 交通安全意識の啓発

交通事故は、道路や交通環境といったハード面だけにより起こるわけではありません。交通安全に対する一人一人の意識が低く、交通ルールを破り、正しい交通マナーの欠如といった状況が生まれたときに交通事故が発生する可能性がより高くなります。そのために市では、福生市交通安全推進委員会や福生警察署と協力し、交通安全の意識向上を図り、誰もが被害者にも加害者にもならないように努めます。

また、罰則の強化された「ながらスマホ」「あおり運転」に対する危険性の周知・啓発を関係機関と協力して行っていきます。



スケアード・スレイドでの
ながらスマホによる事故の実演

第4章 交通事故が起きにくい環境づくり

1 概要

福生市は、東に横田基地があり、西に多摩川が流れる狭い市域ですが、国道16号、五日市街道、奥多摩街道、新奥多摩街道などの広域的な主要幹線道路が走っています。

市内の都市計画道路は、「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、新五日市街道線が東京都施行で、富士見通り線が市施行による優先整備路線に選定され、整備が進められています。人と車両が円滑に安全で安心して通行できる交通環境の整備を推進します。



年度	市道総面積	舗装総面積	舗装率
平成30年度	782,225 m ²	766,297 m ²	97.96%
令和元年度	782,751 m ²	767,132 m ²	98.00%
令和2年度	803,782 m ²	788,590 m ²	98.10%

市道の舗装状況

2 道路利用の適正化と道路整備の共有

(1) 道路占用の抑制

道路上の工事及び作業のための道路占有については、道路交通の安全性の確保と円滑化を図るため、必要な工事以外は抑制する方針のもと適正な許可を行うとともに、許可条件の遵守等の指導を行います。

年度	許可数
平成30年度	341
令和元年度	335
令和2年度	335

道路占有許可数

(2) 不法占有物件等の排除

歩行空間の確保、交通事故の防止及び都市景観の確保を図るため、警察署と協力して道路パトロールを実施し、看板、商品等の不法占有の撤去、違反広告物の撤去、道路に張り出した枝の剪定等の是正指導を行うとともに、道路美化ボランティア制度の周知を図り、市民と協働した道路の適切な維持管理の促進に努めます。

年度	撤去数
平成30年度	319
令和元年度	362
令和2年度	320

違反広告物撤去数

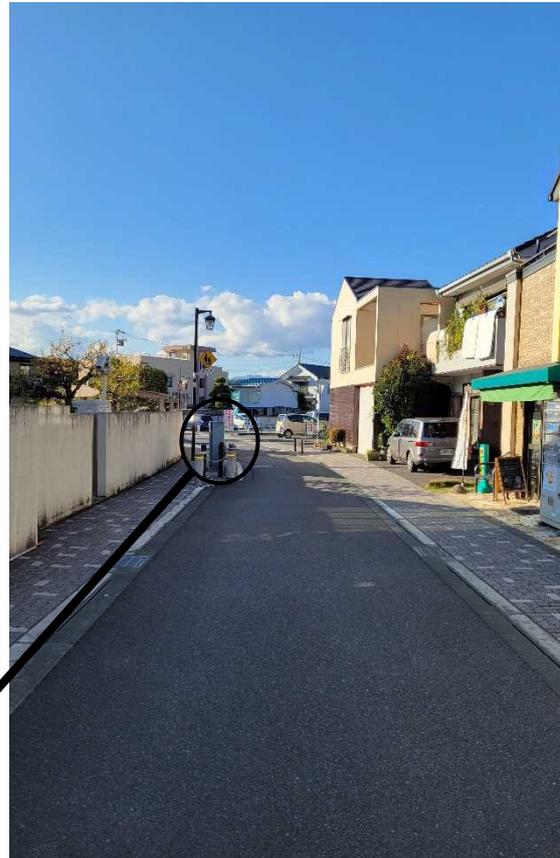
(3) 無電柱化の促進

無電柱化とは、電線類を地中に埋設するなどして、道路から電柱や電線類をなくすことです。無電柱化をすることで、都市防災機能の強化・良好な都市景観の創出・安全で快適な歩行空間の確保を図ります。無電柱化では、道路下に管路やコンクリートボックスで電線の収容空間を確保し、電線・通信線等を地中に埋設します。地上には電力変圧器や開閉器等を収容する地上機器が設置されます。

変更前



変更後



宿橋通り



(福生市のPRにも活用)



(地上機器)

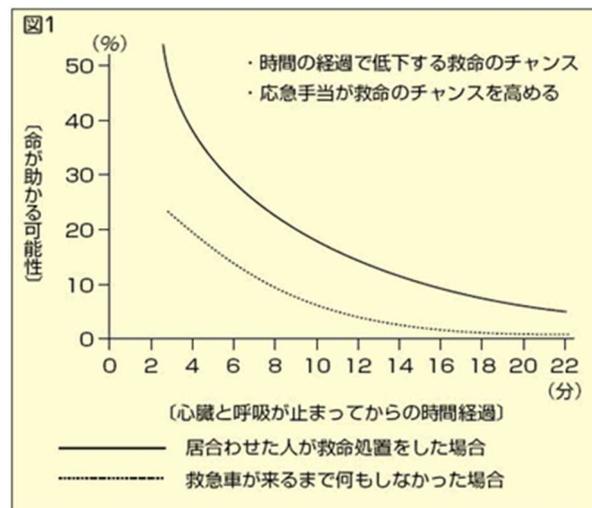
第5章 救助・救急体制の整備

1 概要

交通事故により負傷者が発生した際に、速やかに応急救護を行うことで救命のチャンスを高めることができます。負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関等との連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図るとともに、現場におけるバイスタンダー（※3）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED（※4））を含めた応急手当等の普及啓発を積極的に推進します。

※3・・・その場に居合わせた人

※4・・・Automated External Defibrillator の略



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部改変して引用

※東京消防庁ホームページより

2 応急手当等の啓発の推進

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上のためには、事故発生から救急車が到着するまでの間、バイスタンダーによる応急手当等の実施が大変重要です。救命講習等の受講を促進し、応急手当等の啓発を推進します。

3 自動体外式除細動器（AED）の普及

突然の心停止患者に対して、救急救命活動ができる環境の整備を目的として、市内の公共施設及び福祉バス48か所にAEDを設置（平成30年11月現在）しており、要件に該当する団体には貸出も行っております。

また、セブン-イレブン・ジャパンと締結した「地域活性化包括連携協定」に基づき、市内セブン-イレブン各店舗（一部を除く）にも設置をしています。



4 「#7119」東京消防庁救急相談センターの普及啓発の推進

真に救急車を必要とする都民に対して、適切かつ効果的に救急隊が対応できる体制を構築するため、相談に応じて緊急受診に要否や適応する診療科目等について医師の助言を受けてアドバイスを行うとともに、医療機関案内等を行う「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用を促進します。



#7119 の周知

(東京消防庁ホームページより)

第6章 被害者の救済

1 概要

交通事故被害者等は、交通事故により多大な打撃や損失を受けており、このような市民に対しての支援は大変重要となります。

交通事故相談窓口の周知を推進して、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を行います。また、経済的問題への対応として、交通災害共済の加入促進や自転車損害賠償保険の周知を行います。

2 交通事故相談業務の周知

交通事故の処理は、手続きの煩雑さや法律知識等の、様々な事情によってトラブルとなるケースが少なくありません。福生市では、毎月1回無料で行っている交通事故相談やその他の相談窓口の周知に努め、交通事故後の問題解決の支援を行っています。

年度	相談件数	相談員
平成30年度	17	弁護士 (日弁連交通事故相談センターより派遣)
令和元年度	9	
令和2年度	7	

3 交通災害共済への加入促進

交通事故にあってしまった場合に見舞金を受けられる「交通災害共済（ちょこっと共済）」の加入促進に努めます。



東京都町村民交通災害共済申込書

(令和3年度)

4 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

令和元年度に自転車安全利用条例を改正し、令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等の加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けられました。

自転車対歩行者、自転車対自転車など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、自転車利用者等への自転車損害賠償責任保険の周知に努めます。

CYCLE PARK 公益財団法人 自転車駐車場整備センターからの大切なお知らせ

6ヶ月定期ご契約のお客様に 自転車保険がプラスされます

対象者	補償対象となる事故の範囲
2021年4月1日 から 2022年3月31日 までの間に 事故が発生し、 その事故時に 6ヶ月定期をご契約 されているお客様	万が一の自転車事故でお相手に怪我を負わせてしまった場合、対人賠償保険金をお支払いします。
補償内容 対人賠償保険金 支払限度額：1億円 示談交渉サービス付き	下記のような事故は対象外 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <small>業務中の事故 (アルバイト含みます)</small> </div> <div style="text-align: center;"> <small>運方のレジャー中の事故</small> </div> </div> <small>※ご契約駐車場の生活圏を明らかに遊蕩した事故は除きます。</small>

この保険は6ヶ月定期をご契約されているお客様に自動付帯されるため、お客様にて保険料のご負担及び、個別のお手続きは一切不要です。

自転車保険を付帯するキャンペーンチラシ

(公益財団法人自転車駐車場整備センターより)

第7章 災害発生時における交通対策

1 概要

災害発生時には、関係機関と連携し道路交通情報の把握に努め、速やかな交通対策を実施します。

また、適切な情報提供を行うことで混乱を防ぎ、安全の確保を図ります。

2 道路交通情報の把握

市内パトロールの実施、関係機関からの情報提供によって、道路の被害状況、交通状況の把握に努めます。また、道路通報システムも利用して迅速な交通状況の把握に努めます。

3 交通規制の実施

道路交通情報の把握の結果、道路における危険がある場合や人命救助等を最優先する必要がある場合、又は緊急交通路の指定があった場合には、交通規制を実施します。

4 災害時対応型信号機の設置

災害時に停電となっても、稼働することができる災害時対応型信号機について、福生市内には計15か所（自動起動式 自動式24時間：5か所、路側式 手動式24時間：2か所、リチウム電池式 自動式3時間：8か所）設置されています。また、音響付き信号機については、2か所設置されています。

5 広報活動

交通規制の実施について広報します。警察署のパトカー・白バイ、市の広報車等による現場広報を行うとともに、運転者が取るべき措置について広報を行います。

第8章 計画の推進

1 基本的な考え方

福生市は、本計画を着実に推進するとともに、推進に当たっては、市内関係機関・団体の代表者等で組織する福生市交通安全対策協議会を中心に、総合的かつ一体的な交通安全対策に取り組みます。

市民の方は、家庭、学校、職場、地域等のそれぞれにおいて、交通安全に関する自助、共助の取組を行うとともに、運転者や歩行者等それぞれの立場から、交通安全について考え、行動していくことに努めます。

2 福生市交通安全推進委員会

福生市は、交通安全運動の推進、交通安全思想の普及、啓発のための組織である福生市交通安全推進委員会を設置しています。福生市交通安全推進委員会は、福生交通安全協会福生支部の役員及び各町会・自治会から選出された方で構成され、市・地域・警察署のつながりを深め、地域に根付いた交通安全啓発活動を可能としています。この特性を活かし、本計画の推進に当たります。

3 福生警察署管内交通安全対策協議会連合会

福生警察署管内の福生市・羽村市・瑞穂町・あきる野市（旧 秋川市域）で構成され、交通安全対策について情報共有を図っています。

4 福生市交通安全対策協議会構成機関・団体

福生市、警視庁福生警察署、東京消防庁福生消防署、福生市交通安全推進委員会、福生市町会長協議会、福生市教育委員会、市内高等学校、福生市立中学校、福生市立小学校、福生市公立小中学校PTA連合会、福生市保育協議会、福生市私立幼稚園連合会、福生市老人クラブ連合会、福生市青少年育成地区委員会、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会

關 連 資 料

- 1 福生市交通安全対策協議会委員名簿
- 2 交通安全対策基本法 抜粋
- 3 福生市交通安全対策協議会条例
- 4 福生市交通安全推進委員会設置規則

1 福生市交通安全対策協議会委員名簿 (令和3年4月1日時点)

	機 関 名 (代表)	役職	氏 名
1	福生市	市長	加藤 育男
2	警視庁福生警察署	署長	甲斐 重孝
3	東京消防庁福生消防署	署長	高宮 恭一
4	福生市交通安全推進委員会	会長	塩野 勲
5	福生市交通安全推進委員会	副会長	田中 俊造
6	福生市交通安全推進委員会	副会長	町田 栄
7	福生市交通安全推進委員会	副会長	副島 正巳
8	福生市町会長協議会	理事	森田 哲哉
9	福生市町会長協議会	理事	関根 孝明
10	福生市町会長協議会	理事	青海 俊伯
11	福生市教育委員会	教育委員	新藤 美知子
12	福生市立福生第三小学校	校長	鈴木 智子
13	福生市立福生第三中学校	校長	植村 多岐
14	東京都立福生高等学校	校長	西野 良仁
15	福生市立福生第一小学校 P T A	会長	石橋 朋広
16	福生市立福生第一中学校 P T A	会長	濱原 幸恵
17	福生市保育協議会	会長	津島 知津子
18	福生市私立幼稚園連合会	会長	涌井 弘子
19	福生市青少年育成地区委員長会	会長	大石 明生

	機 関 名 (代表)	役職	氏 名
20	福生市老人クラブ連合会	会長	西村 力一
21	ボーイスカウト 福生第2団	委員長	向井 宗晴
22	ガールスカウト 第191団	委員長	瀬戸 比奈
23	福生市	副市長	福島 秀男
24	福生市教育委員会	教育長	石田 周

2 交通安全対策基本法 抜粋

発令：昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号

(目的)

第一条

この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条

市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条

市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(以下省略)

3 福生市交通安全対策協議会条例

制定：昭和 60 年 3 月 28 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条

交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、福生市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条

協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 交通安全運動の推進に関する事。
- (2) 交通安全思想の普及、啓発に関する事。
- (3) 前 2 号のほか、交通安全対策に関する事。

(組織)

第 3 条

協議会は、会長及び委員 24 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 関係行政機関の職員 2 人
 - (2) 知識経験者 20 人以内
 - (3) 市職員 2 人

(任期)

第 4 条

前条第 3 項第 2 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び任務)

第 5 条

会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長 2 人を置き、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条

協議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(事務処理)

第7条

協議会の事務を処理するため、事務局を置き、所要の職員を置く。

2 事務局の職員は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(委任)

第8条

この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(以下省略)

4 福生市交通安全推進委員会設置規則

制定：昭和 63 年 3 月 28 日規則第 7 号

(設置)

第 1 条

福生市交通安全対策協議会条例(昭和 60 年条例第 16 号)に基づき、交通安全思想の普及徹底を図り、交通安全運動を推進するため、福生市交通安全推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条

推進委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 交通安全運動の推進に関すること。
- (2) 交通安全思想の普及、啓発に関すること。
- (3) その他交通安全対策に関すること。

(組織)

第 3 条

推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福生交通安全協会福生支部の役員のうち、支部長が推せんした者
- (2) 交通安全運動の推進に関し、市長が必要と認めた者

(委嘱)

第 4 条

委員は、市長が委嘱する。

(定数)

第 5 条

前条の委員の定数は、140 人以内とする。

(任期)

第 6 条

委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び任務)

第 7 条

推進委員会に会長、副会長 3 人及び理事 17 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 理事は、事務を分掌する。

(会議)

第8条

会議は、総会、臨時総会及び理事会とし、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(部会の設置)

第9条

推進委員会に必要な応じて部会を置き、専門的事項に関する調査研究を分掌することができる。

2 前項の部会に部会長及び副部会長2人を置く。

3 部会長及び副部会長は、理事の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が必要に応じて招集し、かつ、会議の議長となる。

(支部組織)

第10条

推進委員会に支部を置き、第2条に掲げる事務の推進を図るものとする。

2 支部の名称及び区域は、別表のとおりとする。

3 支部に支部長及び副支部長2人を置く。

4 支部長及び副支部長は、委員の互選により定める。

5 支部長は、支部を代表し、総理する。

6 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 支部会議は、支部長が必要に応じて招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第11条

推進委員会の庶務は、都市建設部道路下水道課において処理する。

別表（第10条関係）

名称	区域
第一支部	熊川住宅 南 内出 武蔵野 福東 南田園一丁目
第二支部	鍋ヶ谷戸第一 鍋ヶ谷戸第二 玉川台 富士見台 福栄 熊川牛浜 福生団地 南田園二丁目 南田園三丁目
第三支部	牛浜第一 牛浜第二 原ヶ谷戸 志茂第一 志茂第二
第四支部	本町第一 本町 本町中央 本町第六 本町第七 本町第八の一 本町第八の二 武蔵野台一丁目 加美平住宅
第五支部	永田 長沢 加美

(以下省略)

第2次福生市交通安全計画

(令和4年度～令和8年度)

発行日 令和 4年 3月

発行 福生市 都市建設部 道路下水道課

住所 〒197-8501 東京都福生市本町5番地

電話 042-551-1511 (代表)

